

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 1 8 号	三田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
審査指導課	<p>【改正趣旨】 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号）の一部改正に伴い、新たに設けられた認定及び評価方法（低炭素認定を含む。）に対応する手数料の改正を行う。</p> <p>【関係法令】 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号） 都市の低炭素化に関する法律（平成 2 4 年法律第 8 4 号） 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）</p> <p>【改正内容】</p> <p>1 三田市手数料条例別表第 3 0 号の 1 2 において、下記項目の改正を行う。</p> <p>(1) 複数建築物における性能向上計画認定に関する条文の新設に伴い、その認定手数料（変更を含む。）を追加。</p> <p>(2) (1) の認定に含まれる他の建築物に係る適合性判定手数料の追加。</p> <p>(3) 住宅及び共同住宅における簡易な評価方法の新設に伴い、その評価方法を用いた基準適合認定の手数料を追加。</p> <p>(4) 共同住宅において、共用部分を含まない算定方法で計算した場合の性能向上認定及び基準適合認定手数料を追加。</p> <p>2 三田市手数料条例第 3 0 号の 1 1 において、下記項目の改正を行う。</p> <p>共同住宅において、共用部分を含まない算定方法で計算した場合の低炭素計画認定手数料を追加。</p> <p>【施行期日】 公布の日</p>